

国立市財政に関する意見書

平成 30 (2018) 年 6 月

国立市財政改革審議会

目 次

意見書提出にあたって	1
第1章 最終答申以降の取組み	2
(1) 国立市財政改革審議会における審議経過	
(2) 最終答申以降の国立市の取組み	
(3) 国立市の財政状況	
第2章 国立市財政における今後の課題	10
(1) 中長期の財政収支見通し	
(2) 歳入のリスク	
(3) 歳出のリスク	
(4) 全体の評価	
第3章 健全化個別項目についての意見	20
(1) 特別会計繰出金の圧縮	
(2) 公立保育園の民営化	
(3) 指定管理者制度の見直し	
(4) 議会費の見直し	
(5) 人件費の見直し	
(6) 各種市民負担の見直し	
おわりに	36
＜参考資料＞	

意見書提出にあたって

本審議会は、平成 23（2011）年 12 月に客観的かつ包括的な立場から財政健全化に関する審議を行う機関として設置された。そして、慎重かつ活発な議論を踏まえ、平成 24（2012）年 8 月に中間答申を、平成 25（2013）年 8 月に最終答申を国立市長に提出した。

その後は、国立市財政改革審議会設置条例第 2 条第 2 項「審議会は、前項の規定により答申した事項に係る進捗状況について、必要に応じて市長に報告を求めることができる。」に基づき、毎年度、国立市財政の状況と財政健全化の取組状況について確認し、審議を行ってきた。

本審議会の答申を受け、国立市は国民健康保険特別会計の赤字補てん圧縮、下水道事業特別会計繰出金の圧縮、家庭ごみの有料化など、さまざまな財政健全化の取組みを行ってきた。その結果として、財政指標にも表れているとおり、行財政運営において一定の見通しが立てられたものと認識している。

しかしながら、高齢化の進展に伴い介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への法定内繰出金が増加する見通しとなっている。更に、生活保護費、障害者福祉サービス費を筆頭に扶助費も膨らみ続けること、老朽化した公共施設の更新費用も必要となってくるということが予想されている。また、長期的にみると国立市においても人口減少が生じることは避けられない。生産年齢人口の減少に伴い、個人市民税も減少していくことが予想されている。このような中長期的な課題を考えると、財政健全化の取組みはますます重要になる。

そこで、最終答申以降の社会情勢の変化も踏まえ、国立市財政の健全化という視点から特に重要と考える 6 項目について本審議会の考え方をまとめたので、意見書として提出するものである。

国立市におかれでは、本意見書の趣旨を踏まえ、その将来像の実現の基盤となる財政健全化に積極的に取り組まれることを強く期待する。

平成 30（2018）年 6 月 27 日

国立市財政改革審議会
会長 田近 栄治

第1章 最終答申以降の取組み

(1) 国立市財政改革審議会における審議経過

本審議会は、平成23（2011）年12月に客観的かつ包括的な立場から財政健全化に関する審議を行う機関として設置された。そして、平成24（2012）年8月に中間答申を、平成25（2013）年8月に最終答申を国立市長に提出した。

その後は、国立市財政改革審議会設置条例第2条第2項「審議会は、前項の規定により答申した事項に係る進捗状況について、必要に応じて市長に報告を求めることができる。」に基づき、毎年度、国立市財政の状況と財政健全化の取組状況について確認し、審議を行ってきた。

そして、これまでの審議を踏まえ、国立市財政の健全化という視点から特に重要と考える項目について本審議会の考え方を意見書としてまとめた。

(2) 最終答申以降の国立市の取組み

本審議会の最終答申を受け、国立市は平成26（2014）年2月に『財政健全化の取り組み方針・実施細目』を策定し、健全化の取組みを進めてきた。この方針の実施期間は、平成26（2014）年度から平成31（2019）年度までの6年間とされているが、現段階における実施状況は「財政健全化取り組み方針・実施細目の進捗状況について（表1）」のとおりとなっている。

これまでに健全化を実施できた項目の健全化効果額累計額を試算すると、6億1,747万円となっており、最終答申で定めた目標額7億2,923万円には到達していない。また、これとは別に単年度のみの収入ではあるが、低・未利用地となっていた市有地を売却したことにより、不動産売払収入として4億949万円があった。

最終答申で定めた健全化目標額が達成できていない理由は、最終答申で掲げた健全化個別項目のうち未だ実施できていない項目や実施したものの取組みが不十分である項目が残されているからである。そこで、本審議会としては意見書を提出することにより、これらの項目に関する取組みも着実に進めることを国立市に求めるものである。

[表 1] 財政健全化取り組み方針・実施細目の進捗状況について

最終答申で掲げた健全化個別項目と健全化効果額の試算			最終答申以降の取組み		
視点	個別項目	健全化効果額試算	実施状況	内容	健全化効果額
行政の徹底的な合理化から	①-1 職員人件費の見直し (定員管理)	1,560 万円	未実施	法改正対応や行政ニーズの増(共通番号制度対応、生活保護世帯の増加、待機児童対策など)により、定員は増加傾向にある(平成 25 年:429 人、平成 26 年:431 人、平成 27 年:440 人、平成 28 年:447 人、平成 29 年:461 人、平成 30 年:466 人)。	-
	①-2 職員人件費の見直し (職員給与)	3,178 万円	実施	平成 29 年のラスパイレス指数は 101.5(類団平均 101.2)。 平成 25 年 4 月から職員退職手当、扶養手当の削減を実施(現在まで継続)。	7,629 万円
	①-3 職員人件費の見直し (退職手当)	4,400 万円	実施	部長職給与の時限的△8%を実施(平成 25 年 4 月から平成 27 年 4 月まで実施)。	4,554 万円
	①-4 議会費の見直し	3,310 万円	一部実施	議会改革特別委員会の中で議論が行われ、平成 26 年 12 月に報告書がまとめられたが、議員定数、議員報酬、役職加算、政務活動費それぞれ現状維持となった。市長諮問機関には原則不参画とし、法に基づくものは無報酬で参画することとなった。 平成 29 年第 4 回定例会において、議会改革特別委員会が再び設置された。	5 万円
	①-5 その他事務事業の見直し	-	実施	平成 28 年度までに計 13 の事務事業の見直しを実施。	1,482 万円
特別会計の健全化を	②-1 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮	1 億 5,000 万円	一部実施	平成 26 年度決算が赤字決算となり、また、平成 27 年度以降の保険給付費の伸びが年 2%程度見込まれることから、国民健康保険運営協議会に対し諮詢を行い、答申内容を踏まえ平成 28 年度当初予算に反映。平成 28 年度決算では、基準外緑入金は 6 億 4,789 万円であった。	3 億 7,370 万円
	②-2 下水道事業特別会計繰出金の圧縮	0 円(※)	一部実施	平成 28 年度の資本費平準化債の発行額は、平成 27 年度と比べて 0.5 億円増の 5.5 億円となり、汚水処理費のうち使用料で賄う割合である回収率を 97.0%とし、赤字補てん額は 3,043 万円となつた。平成 31 年度以降、資本費平準化債の発行予定額は減少傾向となる見込みであり、歳出状況を勘案しながら検討していく予定である。	-

※下水道事業特別会計繰出金の圧縮について、中間答申時には健全化効果額の試算として 1 億 9,300 万円を掲げていた。その後、資本費平準化債を発行することにより赤字補てん額を圧縮できる見込みとなり、

平成 25 (2013) 年度当初予算反映済額として 2 億円を計上したことから、最終答申における健全化効果額試算は 0 円となっている。

最終答申で掲げた健全化個別項目と健全化効果額の試算			最終答申以降の取組み			
視点	個別項目	健全化効果額試算	実施状況	内容		健全化効果額
補助金・負担金、扶助費の見直しを	③-1 補助金・負担金全般の見直し	3,261 万円	一部実施	平成 28 年度から、市民の利用頻度が低かった国立駅北口自転車駐車場(国分寺市営)負担金を廃止。その他、補助金の見直しを実施。	1,448 万円	
	③-1-(1) ぐにたち文化・スポーツ振興財団及び国立市社会福祉協議会の自立の促進		一部実施	ぐにたち文化・スポーツ振興財団において、自主財源獲得のため自動販売機の入札方式を導入した。寄附収益増へ向け注力したほか、兼職する理事長の報酬を辞退した。※寄附収入は 3 年の平均額を効果額とした。社会福祉協議会において、職員の昇給抑制を行い、平成 28 年度は 4 月に 2 号給の昇給のみ行い、歳出削減に努めた。	38 万円	
	③-1-(2) 長寿慶祝事業の見直し		一部実施	平成 26 年度より、支給対象年齢の見直し(77 歳分の長寿祝金支給を取り止め)を行い、新たに「家具転倒防止器具取り付け事業」「いきいき地域保健師活動事業」への組み替えを行った。	600 万円	
	③-2 扶助費全般の見直し	4,123 万円	一部実施	事務事業評価を実施していく中で、扶助費全般の見直しについて検討を進め、行財政健全化推進本部会議にて方向性を確認していく。また、必要に応じて、事務事業評価委員会に諮っていく。	-	
行政サービスと事業の適正な負担を	④-1 総合体育館施設使用料(グリーンバス)の見直し	712 万円	実施	平成 25 年 12 月より見直しを実施。 ※3 年間の平均額を効果額とした。	471 万円	
	④-2 自転車駐車場使用料の見直し	1,286 万円	実施	自転車駐車場整備計画を平成 27 年 3 月に策定。中央線高架下自転車駐車場の利用率向上を目指し、平成 30 年 4 月 1 日に料金を改定。	-	
	④-3 家庭ごみ有料化の実施	5,900 万円	実施	平成 29 年 9 月より家庭ごみ有料化実施。 ※平成 30 年度当初予算における効果額見込み:6,539 万円	6,539 万円	
	④-4 保育料の見直し	182 万円	未実施	平成 30 年度に現状の利用者負担額(保育料)の検証結果を踏まえ、保育審議会での審議を予定している。	-	
	④-5 都市計画税の見直し	-	未実施	平成 29 年 12 月議会において、平成 30 年度～32 年度の税率を 0.27% に据え置くことで条例案可決。	-	

最終答申で掲げた健全化個別項目と健全化効果額の試算			最終答申以降の取組み		
視点	個別項目	健全化効果額試算	実施状況	内容	健全化効果額
① 市民サービスの向上・効率化を	⑤-1 資産の有効活用	-	実施	借地していた富士見台四丁目ゲートボール場用地を返還し、矢川上公園に移設。(平成 26 年度:効果額 314 万円) 平成 29 年 1 月より市庁舎駐車場有料化を実施。(効果額 1,297 万円) 【単年度のみの収入】 東二丁目複合公共施設用地を売却。(平成 25 年度:4 億 753 万円) 長野県上田市にある菅平用地を売却。(平成 27 年度:196 万円)	1,611 万円
	⑤-2-(1) 施設民営化(保育園)	2 億 4,704 万円	未実施	平成 33 年 4 月に矢川保育園を民営化(社会福祉事業団へ移管)する予定となっている。 ※社会福祉事業団へ移管後の運営費の効果額は 4,355 万円	-
	⑤-2-(2) 市直営により管理運営を行っている施設 その 1【児童館】 その 2【学童保育所】 その 3【図書館】 その 4【公民館】 その 5【給食センター】	5,307 万円	未実施	小学 4 年生から 6 年生までの学童保育所による受け入れを優先課題として、平成 31 年 4 月までにすべての学童保育所にて受け入れを行うこととしている。円滑な受入拡大を図るため、直営での運営を継続している。	-
			未実施	両施設ともに効率的な施設運営や事業執行を図りつつ、これまでと同様に、附属機関や市民グループ等の協力を得ながら、直営による現在の運営方法を維持していくことが望ましいと教育委員会において結論付けた。	-
			未実施	平成 30 年度中に実施するPFI導入可能性調査の中で運営手法を決定し、用地契約・事業者選定を行い整備計画を推進していく。	-
			未実施	新たに指定管理者制度を導入した施設はない。	-
	⑤-2-(3) 市直営施設の見直し・指定管理者制度の活用				

最終答申で掲げた健全化個別項目と健全化効果額の試算			最終答申以降の取組み			
視点	個別項目	健全化効果額試算	実施状況	内容		健全化効果額
市民の福祉向上 と魅力あるまちづ くりのために	⑥-1 「365日 24時間安心・安 全なまちづくり」の実現	-	実施	くにたち未来寄附は、平成26年度実績で約6,960万円、平成27年度は約3,376万円、平成28 年度は約8,768万円、平成29年度約9,642万円(平成30年3月末現在)の実績。	-	-
仕組みづくり	(1) 今後の各種市民負担見 直しに係るルール	-	未実施	現在政策経営課財政係において策定中。	-	-
	(2)① 健全化のための仕組みづ くり①内部評価の徹底	-	実施	担当課による事務事業評価をもとに政策経営課評価を実施し、下記の外部評価(国立市事務事業 評価委員会)へつなげた。研修等も実施している。	-	-
	(2)② ②外部評価機関の設立	-	実施	平成26年度より事務事業評価委員会を設置、平成26~29年度にかけて4か年度事務事業の外 部評価を行っている。	-	-
	(2)③ ③財政改革審議会による 進捗管理のチェック	-	実施	最終答申提出後も毎年度審議会を開催し、国立市の財政状況と財政健全化の取組状況について確 認している。	-	-
	(2)④ ④条例化による財政規律 の確保	-	実施	平成28年3月議会にて国立市健全な財政運営に関する条例案が可決され、平成28年4月に施 行。	-	-
合計		7億2,923万円	合計 ※別途、単年度のみの収入 4億949万円あり			6億1,747万円

(3) 国立市の財政状況

本審議会の答申を受け、国立市は財政健全化の取組みを進めてきた。その効果をいくつかの指標等から見ていきたい。

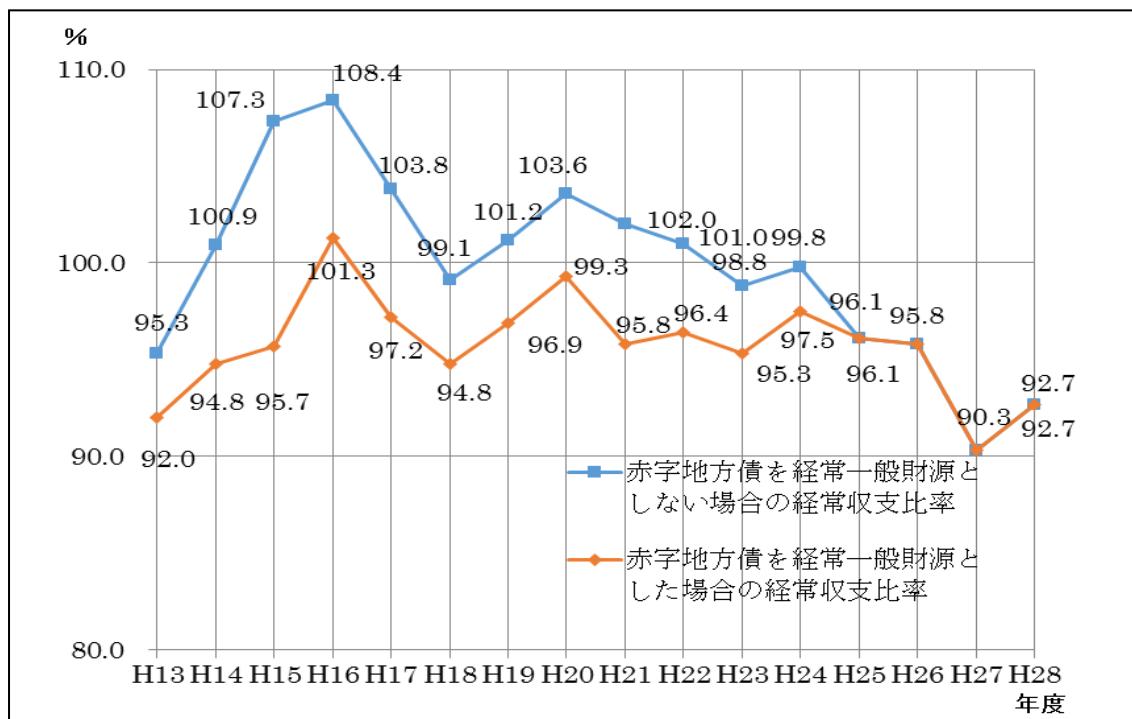
まずは、「国立市の歳出決算額と赤字補てん額の推移（表2）」をみると、平成24（2012）年度を最後に赤字地方債の借り入れを行っていない。国立市は平成28（2016）年度から普通交付税の不交付団体となったため、臨時財政対策債の借り入れができなくなったこともあるが、赤字地方債に頼らない財政運営を行うことができるようになったことが分かる。

[表2] 国立市の歳出決算額と赤字補てん額の推移

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
歳出決算額	21,863	23,522	22,458	21,389	21,880	22,454	24,885	24,020	25,617	25,426	25,364	26,552	25,650	28,443	30,560	29,277
決算時差引財源不足額	△ 300	△ 1,346	△ 1,708	△ 961	△ 906	△ 526	△ 859	△ 773	△ 799	△ 647	△ 469	△ 155	184	△ 97	147	232
不足する財源の手当	300	1,346	1,709	961	906	526	859	773	799	647	469	155	△ 184	97	△ 147	△ 232
赤字地方債(臨時財政対策債・減税補てん債)	531	896	1,625	948	947	672	650	640	934	700	540	350	0	0	0	0
財政調整基金取崩額一律立金(△マイナスの場合は、積んだ額の方が多いことを表している)	△ 231	450	84	14	△ 42	△ 146	208	133	△ 135	△ 53	△ 71	△ 195	△ 184	97	△ 147	△ 232

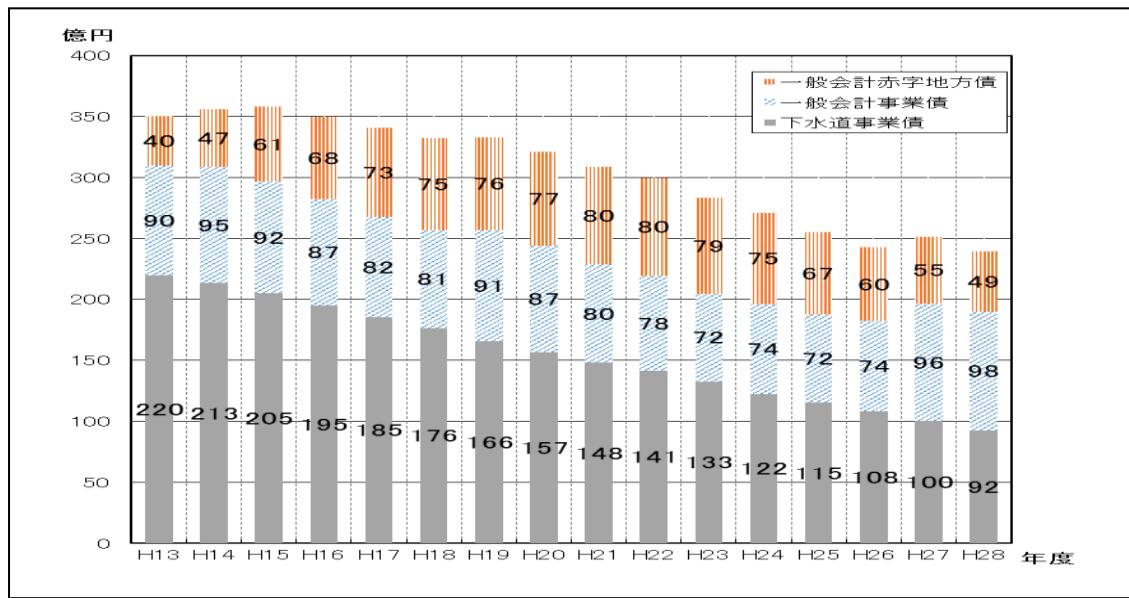
次に、「経常収支比率の推移（表3）」をみると、本審議会による中間答申が提出された平成24（2012）年度には99.8%だった経常収支比率（赤字地方債を経常一般財源としない場合）が、平成28（2016）年度には92.7%と下がっている。

[表3] 経常収支比率の推移



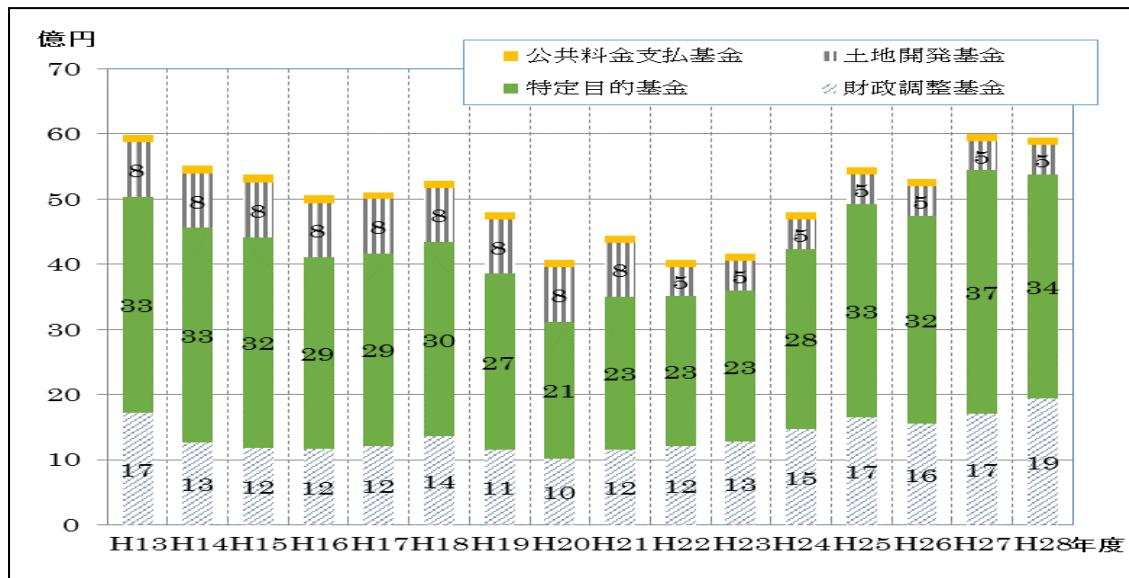
「地方債残高の推移（表 4）」をみると、下水道事業債と一般会計赤字地方債の償還が進み、全体的には減少傾向にあることが分かる。一般会計事業債は平成 27（2015）年度に国立駅南口複合公共施設等用地を取得する際に多額の借り入れを行ったため増加している。

[表 4] 地方債残高の推移



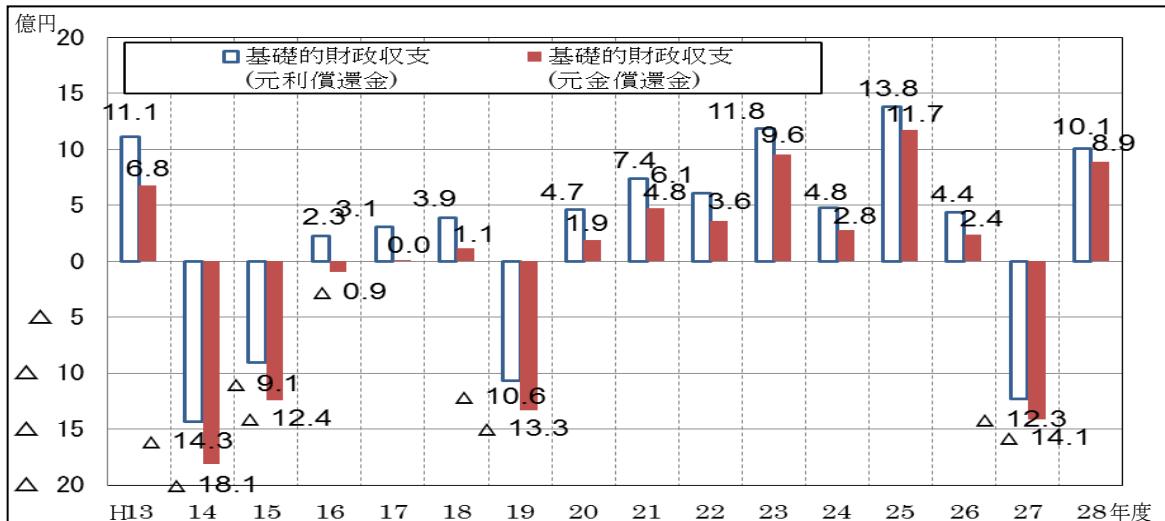
「基金残高の推移(表 5)」をみると、基金残高は微増傾向にある。平成 24（2012）年度には 15 億円だった財政調整基金の残高が、平成 28（2016）年度には 19 億円に増加している。

[表 5] 基金残高の推移



「基礎的財政収支の推移（表 6）」をみると、概ね黒字で推移していることが分かる。平成 27（2015）年度には、国立駅南口複合公共施設等用地を取得する際に多額の借り入れを行ったため、基礎的財政収支はマイナスとなっている。

[表 6] 基礎的財政収支の推移



※基礎的財政収支（プライマリーバランス）は地方債発行による収入及び過去に発行した地方債の償還や利払いを除いた後の支出のバランスをみるもので、その年度の行政経費がその年度の税収等でどの程度まかなわれているかを示すものである。この数値がプラスの場合は、いわゆる黒字の状態であり、借金に頼らない財政運営ができていると言える。

【基礎的財政収支の計算式】

$$\{歳入 - (地方債 + 繰越金 + 基金取崩額)\} - \{歳出 - (公債費 + 基金積立額)\}$$

※基礎的財政収支が均衡した場合においても、債務残高は利払費分だけ増加するため、債務残高の増加に歯止めをかけるためには、地方債収入と元金償還金が均衡している必要がある。「基礎的財政収支の推移（表 6）」では、この元利償還金までを含んだ場合と、利払費分を除いた元金償還金の二つの場合を示している。

以上見てきたとおり、最終答申以降に実施した財政健全化の取組みにより、国立市の財政状況は改善傾向にある。赤字地方債に頼らない財政運営を行うことができるようになり、普通交付税の不交付団体となった。また、地方債残高は減少傾向にあり、基金残高は増加傾向にある。

しかし、経常収支比率の水準は高く、平成 28（2016）年度にはこの比率が悪化していることや、老朽化した公共施設の更新が今後本格化してくること等を考えると、より健全な財政運営が求められる。

第2章 国立市財政における今後の課題

(1) 中期財政収支見通し

国立市は中期財政収支見通しとして、平成30（2018）年度から平成37（2025）年度までの8年間の財政見通しを示している。

＜財源調整表＞

[表7] 中期財政収支見通し

（単位：百万円）

区分	年度 H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025
		金額						
経常枠歳入 A	26,493	26,574	26,777	26,774	26,849	26,924	26,999	27,074
経常枠歳出 B	23,105	22,681	22,821	22,685	22,785	22,885	22,985	23,085
差引(特別会計と計画事業に使える一般財源の額) A-B=C	3,388	3,893	3,956	4,089	4,064	4,039	4,014	3,989

特別会計繰出金に必要な一般財源 D	3,525	3,562	3,624	3,663	3,652	3,618	3,576	3,515
国民健康保険特別会計繰出金	827	863	881	914	914	914	914	914
下水道事業特別会計繰出金	1,091	1,039	1,013	946	900	830	750	650
介護保険特別会計繰出金	915	949	989	1,036	1,056	1,077	1,099	1,121
後期高齢者医療特別会計繰出金	692	711	741	767	782	797	813	830
計画(政策)事業に充当できる一般財源 C-D=E	△ 137	331	332	426	412	421	438	474
計画(政策)事業に必要な一般財源 (普通建設事業以外) F	309	478	480	530	501	462	450	431
計画(政策)事業に必要な一般財源 (普通建設事業) G	151	265	169	185	75	252	256	263
計画(政策)事業に必要な一般財源 (事業年度後の元利償還金) H	/	122	207	269	380	455	494	514
計 F+G+H=I	460	865	856	984	956	1,169	1,200	1,208

実施計画時差引財源不足額 E-I=J	△ 597	△534	△524	△558	△544	△ 748	△762	△734
--------------------	-------	------	------	------	------	-------	------	------

※実施計画時差引財源不足額(J)に対する財源調整は、財政調整基金等取崩し及び健全化の取組みなどにより対応する。

＜基金残高・地方債残高の見込＞

財政調整基金残高の見込み	1,257	1,150	1,000	850	750	600	500	400
地方債(一般会計)残高の見込み	14,028	13,254	12,300	12,500	12,000	11,500	11,000	10,500

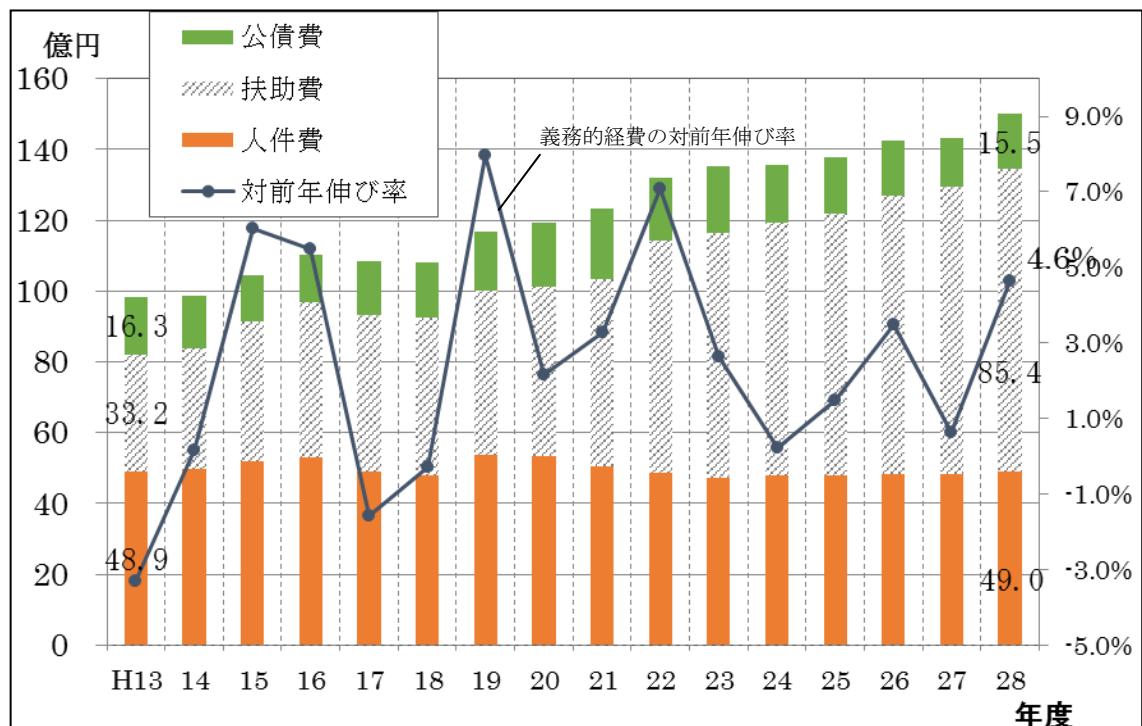
① 経常枠歳入・経常枠歳出

「中期財政収支見通し（表7）」のA欄（経常枠歳入）とB欄（経常枠歳出）について見ていくたい。

経常枠歳入については、消費税率10%への引き上げなど、現時点で分かっている税制改正を反映した試算となっている。国立市の歳入の特徴として、市税の割合が高いことが挙げられる。市税の内訳をみると、個人市民税所得割が大きな割合を占めており、その動向は国立市の財政に大きな影響を与える。今後、人口減少に伴い、個人市民税が減少していくことが見込まれている。また、歳入の見通しは景気の動向や国の制度変更により大幅な修正が必要となるため注視が必要となる。

経常枠歳出の特徴として、義務的経費が増加傾向にあることが挙げられる。「義務的経費の推移（表8）」をみると、義務的経費の総額は扶助費の伸びに押し上げられて増加傾向にある。扶助費の中身をみると、生活保護費、障害者福祉サービス費及び保育所運営委託料等が伸びており、今後も増加傾向が続くことが予想されている。また、人件費についても、国立市は正職員数、嘱託員数、正職員1人あたり年間時間外勤務時間数が増加傾向にあり、全ての項目で類似団体平均、多摩26市平均を上回っている。

[表8] 義務的経費の推移



② 特別会計への繰出金

「中期財政収支見通し（表7）」のD欄（特別会計繰出金に必要な一般財源）について見ていただきたい。

国民健康保険特別会計は国民健康保険税だけでは運営できず、一般会計から赤字補てんを行っている。平成28（2016）年度は約6億5,000万円の赤字補てんを行っており、このことが一般会計の財源不足の大きな要因となっている。

また、高齢化の進展に伴い介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計の法定内繰出金も増加傾向にある。これは高齢者数の増加により避けられないものではあるが、介護予防等の対策を講じる必要がある。下水道事業特別会計は、過去に行った下水道施設整備の際に発行した起債の償還が進むことにより、繰出金は減少傾向となる。しかし、今後は老朽化した下水道施設の更新を計画的に実施していくことが求められている。

③ 計画（政策）事業

「中期財政収支見通し（表7）」のI欄（計画（政策）事業に必要な一般財源）について見ていただきたい。

計画（政策）事業は、国立市が目指すまちの将来像を実現するため、政策的に実施する事業となっている。普通建設事業以外では、保育・子育て環境を充実させる取組みや、安心・安全なまちづくりのための取組みなどを行っていくこととしている。

普通建設事業では、道路や公共施設の整備といった取組みを行っている。今後、老朽化した公共施設の建替えや新規施設の整備が予定されていることから、基礎的財政収支（プライマリーバランス）という観点からも、起債残高や将来の公債費負担額も考慮に入れ、適切に事業量を管理していく必要がある。

④ 差引財源不足額

「中期財政収支見通し（表7）」のJ欄（実施計画時差引財源不足額）について見ていただきたい。

平成30（2018）年度についてみると、経常枠歳入（A欄）と経常枠歳出（B欄）の差引が33億8,800万円となっている。ここから特別会計繰出金に必要な一般財源（D欄）35億2,500万円と、計画（政策）事業に必要な一般財源（I欄）4億6,000万円を控除すると、実施計画時差引財源不足額（J欄）が5億9,700万円となる。つまり、平成30（2018）年度の予算を編成するにあたり、5億9,700万円が不足し、財政調整基金を取り崩すことによって收支を合わせたということが分かる。

この実施計画時差引財源不足額（J欄）に注目してみると、平成30（2018）年度以降も同程度かそれ以上の財源不足が見込まれていることが分かる。この財源不足額に対する財源調整は、財政調整基金の取崩しや財政健全化の取組みにより対応する必要がある。仮に、財政健全化の取組みを行わず、毎年度、財政調整基金を取り崩し続けると、平成37（2025）年度には財政調整基金の残高が4億円まで減ってしまうことになる。財政調整基金は経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加が余儀なくされたときのための基金であるため、毎年度の赤字補てんのために取り崩し、枯渇させるようなことはあってはならない。

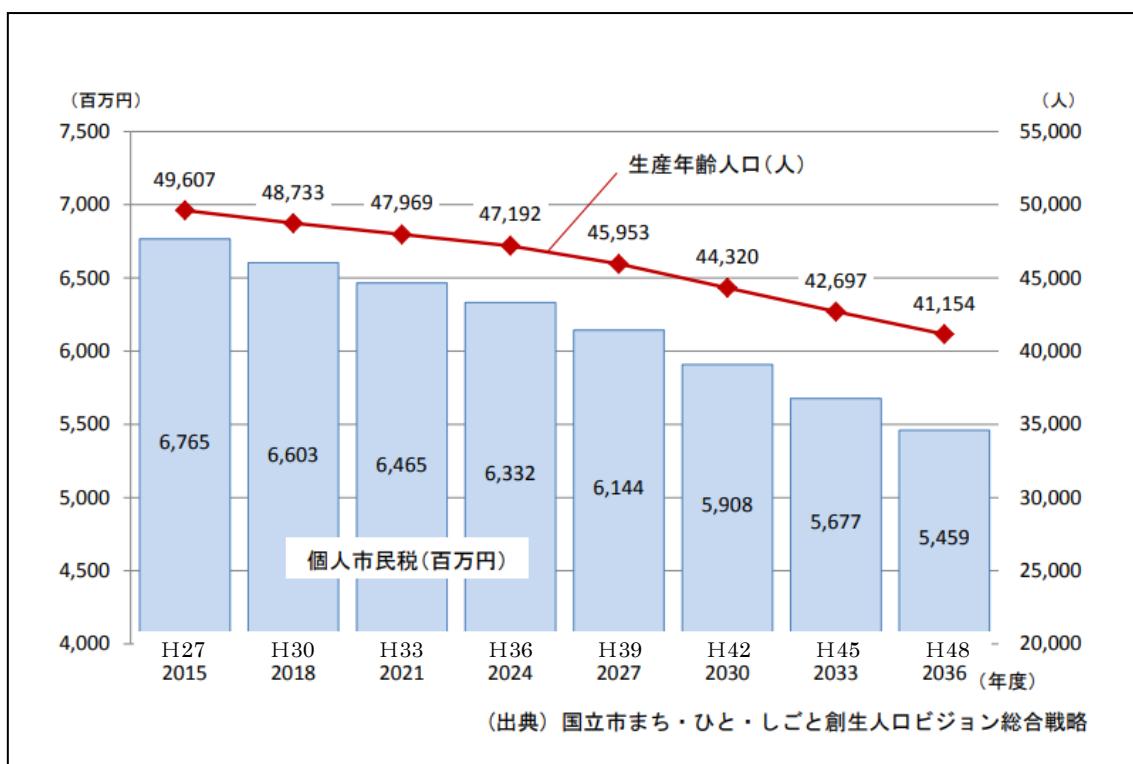
(2) 歳入のリスク

① 生産年齢人口の減少に伴う個人市民税収入額の減少

平成 30 年 4 月 1 日現在の国立市的人口は 75,932 人（年少人口 8,761 人、生産年齢人口 49,931 人、老人人口 17,240 人）となっており、依然として人口は微増傾向にある。中期財政収支見通しの終わりの年度である平成 37（2025）年度までをみると、人口推計ほどの減少傾向とはならない見込みではあるが、長期的にみると、全国的な課題となっている少子高齢化と人口減少が国立市においても進んでいくことが想定されている。

平成 28（2016）年 3 月に策定した『国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略』では、人口推計（独自推計（成行値））に基づく市民税収入額の推計を行っている。この推計によると、生産年齢人口の減少に伴い、個人市民税収入額が減少する傾向となっており、20 年後の平成 48（2036）年度には約 13 億円減少すると試算されている。また、固定資産税についても、人口減少による住宅需要の減少により地価の低下や住宅の着工件数の減少をもたらすこと等を通じて税収が減少することが見込まれている。法人市民税も人口減少の直接的、間接的な影響を受けるため大きく増えることは考えにくい。

[表 9] 個人市民税収入額の推計（2030 年出生率=1.26）



② 国の制度変更

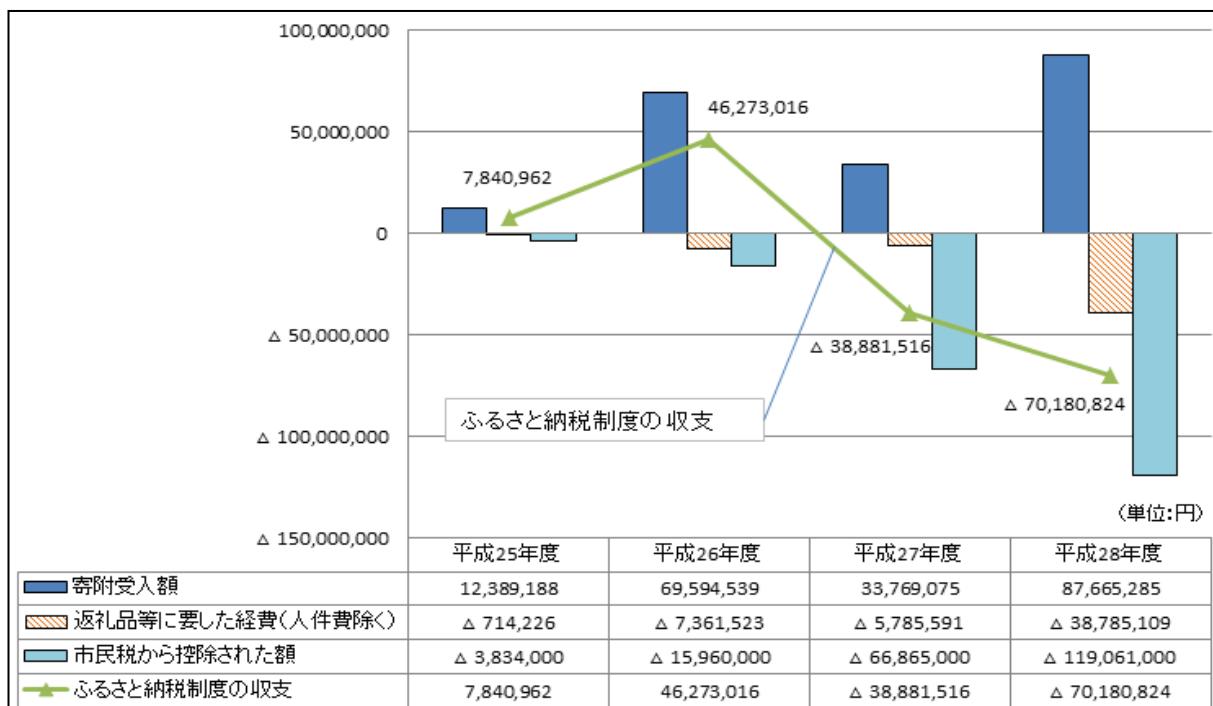
中期財政収支見通しは現行制度が今後も続くと仮定した試算である。歳入の見通しは景気の動向等によっても大きく変動する可能性がある。また、国の制度変更があれば試算の前提条件が変わるために大幅な修正が必要となる。

この間、国は東京都などの大都市に税収が偏る現行の仕組みを改め地方に手厚く配分するための税制度の見直しを行ってきた。平成 30（2018）年度から地方消費税交付金の配分方法の見直しが行われ、国立市は約 2 億円の減収となることが見込まれている。

また、ふるさと納税制度も地方間で税を奪い合うという側面を持つ制度となっている。国立市のふるさと納税制度における収支を計算すると、平成 28（2016）年度は約 7,000 万円の赤字となっている。平成 28（2016）年度における個人市民税の納税義務者数 38,992 人のうち、ふるさと納税制度により税控除を申告したのは 2,230 人（納税義務者数全体の 5.7%）となっている。今後、制度の周知が進んでいくことにより、本制度における赤字額は拡大することが予想される。

このように国の制度変更が国立市財政に与える影響は大きい。とりわけ普通交付税の不交付団体である国立市はその影響が大きくなる傾向がある。

[表 10] ふるさと納税制度における収支の推移



(3) 歳出のリスク

① 高齢化の進展に伴う社会保障費の増大

中期財政収支見通しの終わりの年度である平成 37（2025）年度というのは団塊の世代が 75 歳以上となる年である。『国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略』で行った人口推計によると、平成 37（2025）年における 65 歳以上の人口は 18,006 人、うち 75 歳以上の人口は 9,950 人と見込まれている。総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は 24.4% に達して、およそ 4 人に 1 人が高齢者となる推計となっている。

[表 11] 将来人口推計【独自推計（成行値）の場合】

		基準人口	推計人口									
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
年齢階層別	0～14 歳	8,864	8,854	8,843	8,808	8,827	8,912	8,948	8,903	8,901	8,833	8,900
	15～64 歳	49,607	49,254	48,984	48,733	48,517	48,282	47,969	47,749	47,474	47,192	46,823
	65～74 歳	8,288	8,460	8,464	8,503	8,444	8,471	8,559	8,533	8,255	8,126	8,056
	75 歳以上	7,799	7,973	8,220	8,415	8,627	8,775	8,817	8,960	9,335	9,667	9,950
	合計	74,558	74,541	74,511	74,459	74,415	74,440	74,293	74,145	73,965	73,818	73,729
年齢構成比	0～14 歳	11.9%	11.9%	11.9%	11.8%	11.9%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.1%
	15～64 歳	66.5%	66.1%	65.7%	65.4%	65.2%	64.9%	64.6%	64.4%	64.2%	63.9%	63.5%
	65～74 歳	11.1%	11.3%	11.4%	11.4%	11.3%	11.4%	11.5%	11.5%	11.2%	11.0%	10.9%
	75 歳以上	10.5%	10.7%	11.0%	11.3%	11.6%	11.8%	11.9%	12.1%	12.6%	13.1%	13.5%

高齢者のための社会保障制度には、基幹的な部分である年金制度をはじめ、介護、福祉、医療などがある。その中でも国立市の財政負担に直結するものとして、介護保険、老人医療、生活保護が挙げられる。これらの経費は高齢者数の増加に合わせて増加する傾向にある。歳出のリスクを測るため、次ページの条件で平成 37（2025）年度におけるコストを試算した。また、高齢化との直接的なつながりは薄いが、障害者福祉サービス費についても増加が著しく財政に与える影響が大きいため参考に試算している。

「高齢化の進展に伴う社会保障費の試算（表 12）」における介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び生活保護費の試算結果（合計）をみると、平成 28（2016）年度決算額と比較して平成 37（2025）年度の試算額は、事業費ベースで 17 億円以上の増（48% 増）となることが分かった。かなり簡略化した試算ではあるが、高齢者人口の増加に伴う負担増は避けられないでの、このことを見込んだ財政運営が求められる。

[表 12] 高齢化の進展に伴う社会保障費の試算

	H25年度 決算額 (千円)	H26年度 決算額 (千円)	H27年度 決算額 (千円)	H28年度 決算額 (千円)	H37 年度 コスト試算額 (千円)	H28 年度決算額との比較 増減額 (千円)	増減率 (%)
介護保険特別会計繰出金	761,441	827,930	838,563	863,241	1,131,033	267,792	31%
後期高齢者医療特別会計繰出金	651,363	671,225	694,319	695,889	937,170	241,281	35%
生活保護費	1,745,696	1,836,421	1,962,867	2,043,209	3,261,409	1,218,200	60%
合計	3,158,500	3,335,576	3,495,749	3,602,339	5,329,612	1,727,273	48%
(参考)					3,225,210	1,316,213	69%
障害者福祉サービス費	1,594,870	1,706,745	1,792,859	1,908,997			

【試算条件】

- ・介護保険特別会計繰出金の推計は、実施計画で試算している平成 33（2021）年度の事業費に、毎年度 2%の伸び率を乗じることにより試算した。「中期財政収支見通し（表 7）」と金額が異なっている理由は、表 12 が事業費ベースの金額であるのに対し、表 7 は補助金等の特定財源を控除した一般財源ベースの金額となっているためである。
- ・後期高齢者医療特別会計繰出金の推計は、実施計画で試算している平成 33（2021）年度の事業費に、毎年度 2%の伸び率を乗じることにより試算した。「中期財政収支見通し（表 7）」と金額が異なっている理由は、表 12 が事業費ベースの金額であるのに対し、表 7 は補助金等の特定財源を控除した一般財源ベースの金額となっているためである。
- ・生活保護費の推計は、平成 28（2016）年度決算額を基準として、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度における対前年度伸び率の平均値を毎年度乗じることにより試算した。

（参考）

- ・障害者福祉サービス費の推計は、平成 28（2016）年度決算額を基準として、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度における対前年度伸び率の平均値を毎年度乗じることにより試算した。

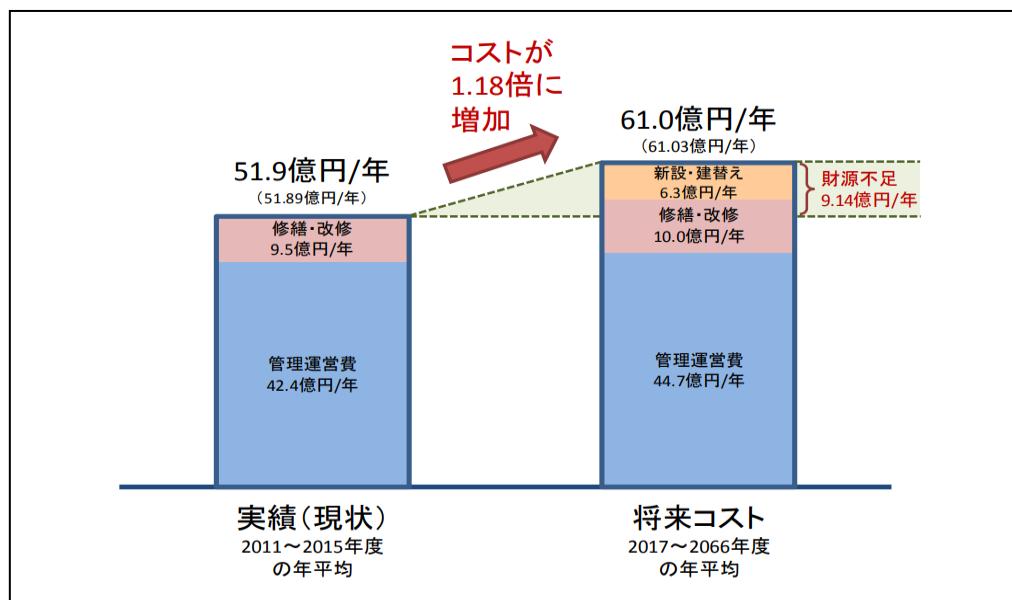
② 公共施設の老朽化対策

国立市では昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度経済成長期に人口が大きく増加した。それに伴って、学校を中心とした公共施設を集中的に整備してきた経緯がある。

それから 40 年以上が経過し、公共施設の老朽化が進んでいる。国立市の公共施設の 5 割以上が築 40 年以上を経過しており、築 30 年以上の施設も 8 割を上回っている状況にある。また、道路や下水道といったインフラ施設も同様に老朽化が進んでいる。今後、これらの施設は一斉に、大規模改修や建替えが必要な時期を迎えることになる。

既存の公共施設と同じ規模で維持・建替えした場合の更新費用（管理運営費を含む）を試算すると、平成 29（2017）年から平成 78（2066）年までの 50 年間にかかる費用は年平均で 61 億円となる。一方、公共施設に係る投資的経費及び管理運営費（過去 5 年間平均）の総額は 51 億 9,000 万円となる。両者を比較すると、将来の更新費用は現状の更新費用の 1.18 倍となり、年当たり 9 億 1,400 万円の財源不足が生じることになる。規模・配置の適正化や効果的・効率的な管理運営の取組みを進めることにより予算を確保し、魅力的で安全な公共施設を将来世代へ残していくことが求められる。将来世代に負担を先送りすることなく、将来を見据え今から準備しておくことが必要である。

〔表 13〕『国立市公共施設保全計画』を基にした将来コスト試算（2017～2066 年度）



（出典）国立市公共施設等総合管理計画

(4) 全体の評価

国立市は中期財政収支見通しとして、平成 30 (2018) 年度から平成 37 (2025) 年度までの 8 年間の財政見通しを示している。この財政収支見通しでは、毎年度 5 億円以上の財源不足が生じる内容となっている。この財源不足に対する財源調整を財政調整基金の取崩しだけで行うと、財政調整基金が枯渇してしまうため、持続可能な財政運営とはならない。

また、平成 37 (2025) 年度以降は更に厳しい財政状況となることが予想される。平成 37 (2025) 年度以降は高齢化がますます進み、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への法定内繰出金が増加する見通しとなっている。更に、生活保護費、障害者福祉サービス費を筆頭に扶助費も膨らみ続けること、老朽化した公共施設の更新費用も必要となってくるということが予想されている。一方、長期的にみると国立市においても人口減少が生じることは避けられない。生産年齢人口の減少に伴い、個人市民税も減少していくことが予想されている。

最終答申以降、国立市の財政状況は改善傾向にあるものの、中長期的なリスクを考えると、国立市の財政状況は楽観視できるものでは決してない。財政健全化の取組みを進める必要がある。

第3章 健全化個別項目についての意見

現在、国立市では『第5期基本構想』で掲げるまちの将来像を実現するため、さまざまな事業に取り組んでいる。例えば、ハード面では、国立駅周辺地域の再整備や富士見台地域・南部地域のまちづくりなどを進めることにより、国立市を魅力的で活気のあるまちとし、生産年齢人口の流入を促し、持続可能な都市としていくことを目指している。また、ソフト面では、保育・子育て環境を充実させる取組みや、平成37（2025）年を見据え地域包括ケアシステムを確立するための取組みを行っている。

このように、国立市が目指すまちの将来像を実現するためには、さまざまな政策を掲げ、それに基づく事業を実施する必要がある。しかし、大幅な歳入増が見込めない状況においては、事業の組み替えや見直しといった財政健全化を行うことによって財源を捻出しなければならない。厳しい財政状況にあっても、縮小一辺倒に陥ることなく成長していくためには財政健全化が必要なのである。

本審議会が財政健全化を求めるのは、財政上の帳尻を合わせることが目的ではない。真に必要な分野に重点的・効率的に資源を投入していくことにより、国立市の良さを伸ばしていってほしいという思いからである。

最終答申を受けて国立市が行った財政健全化の取組みにより、国立市の財政状況は改善傾向にある。赤字地方債に頼らない財政運営を行うことができるようになり、普通交付税の不交付団体となった。

しかし、人口減少と高齢化の加速に伴う歳出増と歳入減という避けて通れない中長期的な課題を考えると、ここで財政健全化の取組みを緩めてはならない。このようなときこそ、腰を据えて財政健全化に取り組むことで、国立市が将来にわたって持続的に成長していくための基盤を整備することができるのである。

本審議会は、毎年度、国立市財政の状況と財政健全化の取組状況について確認し、審議を行ってきた。その中で、最終答申で掲げた項目のうち未だ実施できていない項目も多く残されていることが分かっている。本来であれば、最終答申で掲げた項目の全てを実施すべきであるが、下記に掲げる6項目については、国立市財政の健全化という視点から特に重要な項目であるため、強く実施を要望する。

(1) 特別会計繰出金の圧縮

特別会計への繰出金は法律の規定に基づき費用の一部を負担する性質のものと、赤字を補てんする性質のものに大別される。第2章で述べたとおり、そのどちらも国立市財政を圧迫する要因となっているが、ここでは特に財政健全化の余地が大きい国民健康保険特別会計に対する赤字補てんを中心について見ていきたい。

① 最終答申における記述

「国民健康保険運営協議会からの答申に基づき国立市は税率改定に関する条例提案を行い、平成25年国立市議会第1回定例会（3月）で可決され、平成25（2013）年4月から適用されることとなった。平成25（2013）年度当初予算における健全化効果額は税率改定効果額1億5,000万円及び軽減措置拡大に伴う東京都の負担金増分2,500万円の計1億7,500万円であった。

しかしながら、中間答申で提言した健全化効果額約3億300万円の半分にとどまっており、今後、税率改定未達成分の残り1億5,000万円について健全化の取り組みを着実に行っていくべきある。」（最終答申 p.19）

② 最終答申以降に行った国立市の取組み

○国民健康保険税率の改定

平成26（2014）年度決算が赤字決算となり、平成27（2015）年度以降の保険給付費の伸びが年2%程度見込まれることから、平成28（2016）年度に税率改定を行い、収支改善を図った。

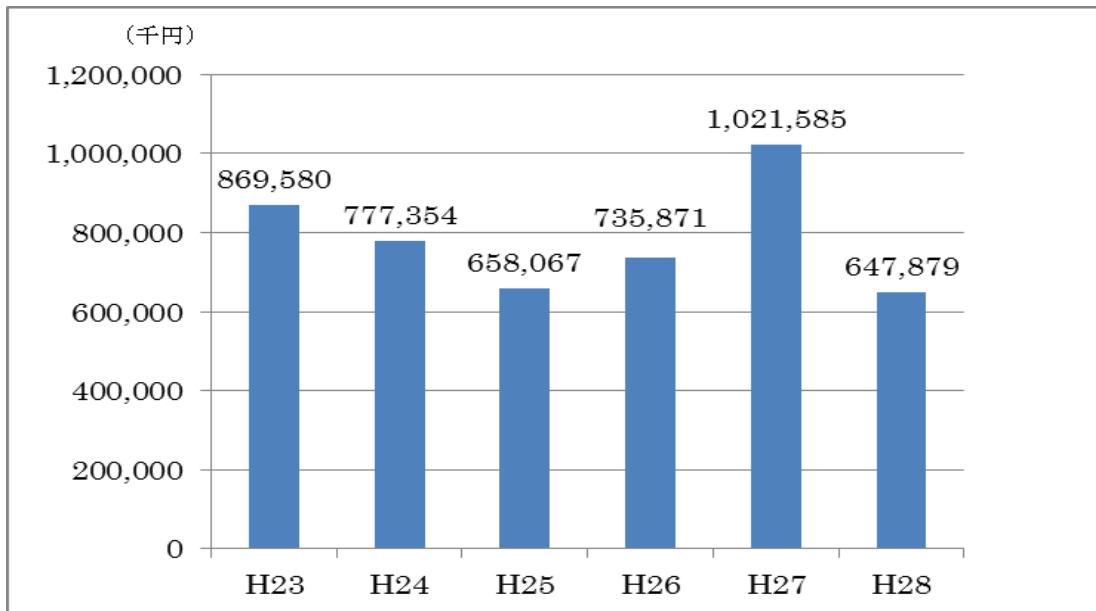
○広域化への対応

平成30（2018）年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県へ移行したことに伴い、東京都から計画的に赤字を解消していくことが求められている。

③ 現在の状況等

「国民健康保険特別会計への赤字補てん額の推移（表 14）」をみると、税率改定を行った平成 25（2013）年度と平成 28（2016）年度に国民健康保険特別会計への赤字補てん額が少なくなっていることが分かる。

[表 14] 国民健康保険特別会計への赤字補てん額の推移



④ 財政改革審議会としての意見

国民健康保険特別会計は原則として独立採算であるべきだが、実際には一般会計からの赤字補てんを受けることで運営している。一般会計からの赤字補てんは他の社会保険加入者にとっては国民健康保険加入者の分まで保険料を負担している二重払いの構造となっていることや、高齢化の進展に伴い介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金も増加する可能性が高いことを踏まえると、国民健康保険特別会計への赤字補てんは可能な限り圧縮することが望ましい。

平成 30（2018）年度より国民健康保険は広域化され、財政運営の主体が都道府県の所管となったが、東京都からは現在の国立市の国民健康保険税率よりも高い標準税率が示され、赤字解消計画の策定を求められた。国立市としても分析を行い、具体的な数値目標を付した赤字解消計画を策定し、時機を逸することなく税率改定を行うなどして収支改善を図り、赤字補てんのさらなる圧縮を行うよう強く求めたい。また、国保財政を改善させるためには、生活習慣病対策を中心とした予防と、高齢者ができるだけ健康で生き生きと活動できる地域づくりを進めることも重要であると合わせて指摘したい。

介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計については、高齢者数の増加に伴い法定内の繰出金が増加することは避けられない。「高齢化の進展に伴う社会保障費の試算（表 12）」をみると、平成 37（2025）年度の繰出金は平成 28（2016）年度の決算額と比較して、30%以上増加するという試算結果となっている。介護予防等の取組みを進めることにより給付の適正化を図ることが必要である。また、誰もが居心地の良い住まいを確保され、生活上の安心、安全、健康を確保するための福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供され、要支援・要介護になっても、その人の尊厳が守られ、意思決定ができる社会としていくことが重要であるということも合わせて指摘したい。

下水道事業特別会計は、過去に行った下水道施設整備の際に発行した起債の償還が進むことにより、繰出金は減少傾向にある。しかし、今後は老朽化した下水道施設の更新を計画的に実施していくことが求められている。本来、受益者が負担すべき汚水処理費については、他市の状況を踏まえ、下水道料金の見直しに取り組むことにより、一般会計からの赤字補てんに頼ることなく下水道事業特別会計を運営していただきたい。

(2) 公立保育園の民営化

① 最終答申における記述

「国立市において保育・子育て環境を充実させ、積極的に子育て世代を呼び込む施策に重点的に資源を配分していくためにも、市の財政負担が大きい公立保育園から負担が小さい私立保育園へと順次移行し、財政健全化により得られた費用を待機児童の縮小、発達しうる児への対応、子育て相談支援の充実、児童虐待への対応等に投入すべきである。

なお、公立保育園 4 園を私立保育園に移行した場合、2 億 4,704 万円の健全化効果額が見込まれる。」（最終答申 p.30）

② 最終答申以降に行った国立市の取組み

○『国立市保育整備計画』の策定

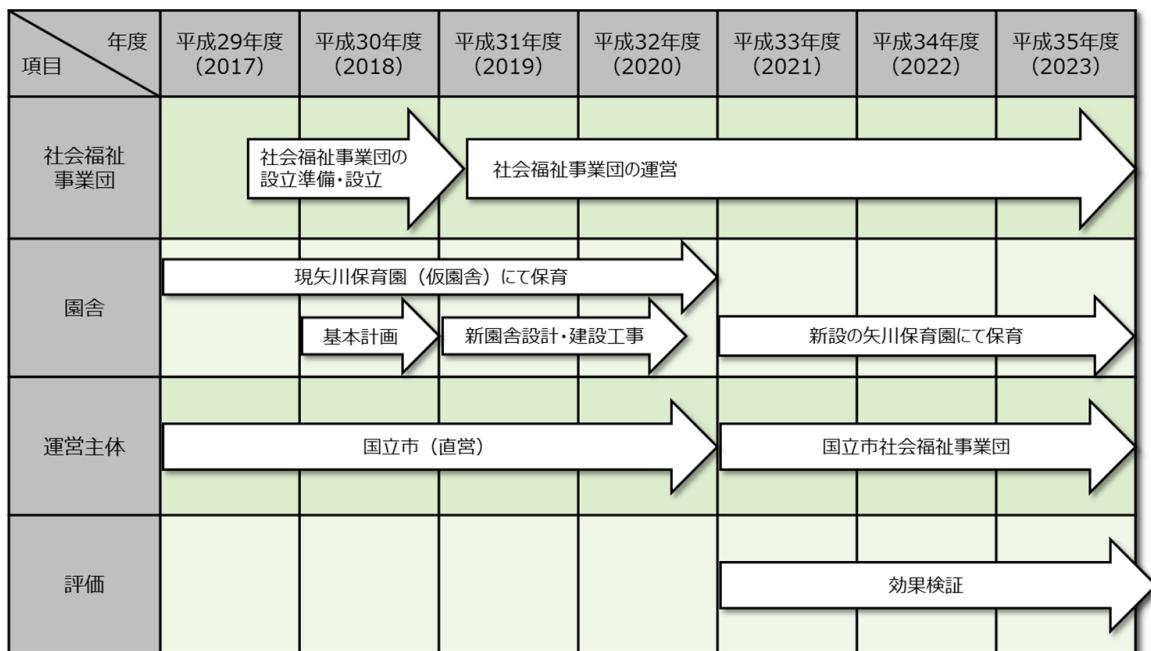
最終答申及び国立市保育審議会答申を受け、待機児童対策などの保育課題に対応し、公の果たす役割を明確にするため、平成 29（2017）年 11 月に『国立市保育整備計画』を策定した。

○民営化手法及び対象園の決定

『国立市保育整備計画』の中で、公立保育園民営化の方針を定めた。国立市が「社会福祉法人国立市社会福祉事業団」を設立し、平成 33（2021）年度から当該法人へ矢川保育園の運営を移管することによって、公立保育園 1 園を民営化することとした。

また、2 園目以降の民営化については、1 園を民営化した後、人的・財的効果及び保育内容の評価検証を十分に行った上で順次進めていくこととしている。

[表 15] 民営化関連スケジュール

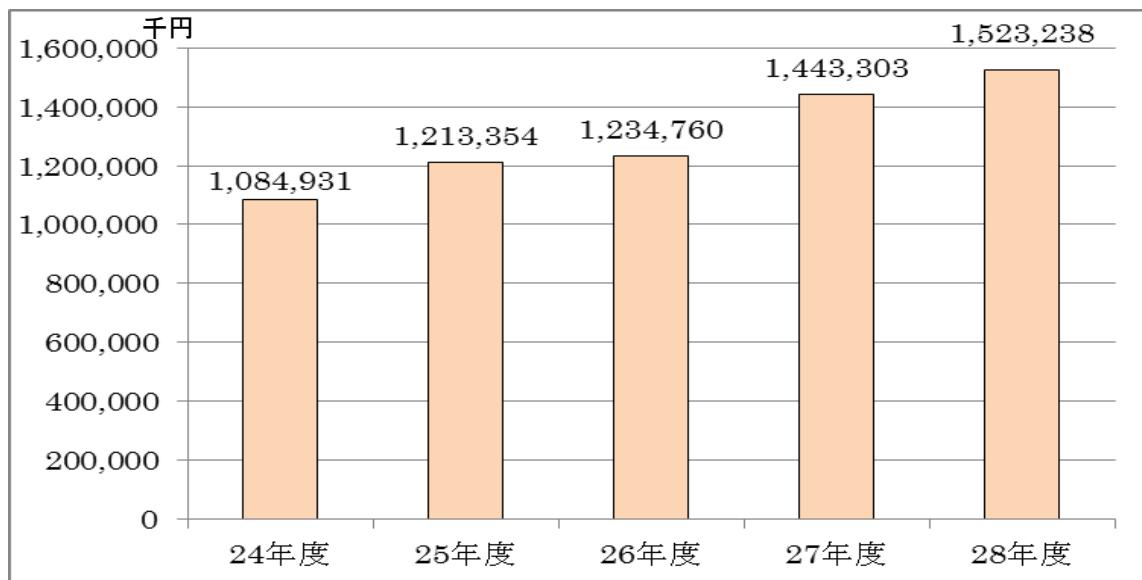


(出典) 国立市保育整備計画

③ 現在の状況等

待機児童を解消するために私立保育園を増やしてきたことにより、保育所運営委託料は 5 年間で約 4 億 4,000 万円増加している。今後、幼児教育の無償化により国立市の負担額は更に増加する見込みとなっている。

[表 16] 保育所運営委託料の推移



④ 財政改革審議会としての意見

国立市において、民営化についての取組みが進んでいることに対する評価をしたい。しかし、『国立市保育整備計画』の内容をみると、民営化の取組みが当初の想定より遅れており、その内容も最終答申よりも財政的効果の低いものであると指摘せざるを得ない。

民営化にあたり、現在の保育との連続性を確保するために、国立市が設立する社会福祉事業団へ運営を移管し、現在の保育士職員をそちらへ派遣するという手法を採用したことだが、その際の健全化効果額の試算は『国立市保育整備計画』によれば約4,300万円であり、最終答申において試算した効果額約6,900万円(1園あたり)を大幅に下回ることになっている。また、社会福祉法人へ運営を移管する場合に比べ、国立市が設立する社会福祉事業団へ運営を移管する場合、国立市から保育士職員が派遣されること等も考慮すると、実態としては現在の体制に限りなく近いものと言える。であるならば、人的・財的効果及び保育内容の評価検証は速やかに行い、2園目以降については、できるだけ速やかに民営化するためのタイムスケジュールを示し、実行に移していただきたい。

(3) 指定管理者制度の見直し

① 最終答申における記述

「現在、指定管理者制度を導入し管理運営を行っている施設は、福祉会館、市民総合体育館、芸術小ホール、くにたち郷土文化館、地域集会所などがあるが、公募ではなく、事実上の随意契約となっている。

これら施設では年間の指定管理料が多額となっていることから、予算時点において指定管理料を精査すべきである。また、公募による本来の指定管理者制度に改め、市民サービスの向上・充実を図るべきである。」（最終答申 p.30）

② 最終答申以降に行った国立市の取組み

○予算査定における指定管理料の精査

毎年の予算編成事務の中で、指定管理料について精査を行い、必要最小限の額を予算計上している。

③ 現在の状況等

公募により指定管理者を選定した施設はない。また、全ての施設において、指定管理者制度導入以降、指定管理者が代わったことはない。

[表 17] 指定管理者制度を導入し管理運営を行っている施設一覧（平成 30 年 5 月時点）

施設名	指定管理者
地域集会所（12 施設）	各集会所運営委員会・自治会
地域福祉館（5 施設）	各福祉館運営委員会・自治会
地域防災センター（5 施設）	各防災センター運営委員会・自治会
くにたち福祉会館	社会福祉法人 国立市社会福祉協議会
くにたち北高齢者住宅サービスセンター	社会福祉法人 弥生会
くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ	社会福祉法人 国立市社会福祉協議会
国立市障害者センター	社会福祉法人 国立市社会福祉協議会
くにたち市民芸術小ホール	財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団
くにたち市民総合体育館	財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団
くにたち郷土文化館・国立市古民家	財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団
有料公園施設及び有料広場施設	財団法人 くにたち文化・スポーツ振興財団

他に指定管理者制度を導入できる可能性がある施設として、公民館、図書館、保育所、児童館、学童保育所、城山さとのいえ等が挙げられる。また、給食センターについては、平成30（2018）年度にPFI導入可能性調査を実施することとなつており、建替えの際には民間活力を導入していく方向で検討している。

④ 財政改革審議会としての意見

一般に、指定管理者制度を導入することにより、効率的な運営が行われ、市民サービスの向上につながることが期待される。国立市においては指定管理者の選定にあたり公募を行っておらず、国立市の出資法人など関係団体が指定管理者となっているのが現状である。このことは民間事業者の活用による経費削減やサービス向上の機会を逸していると捉えることもできる。実際に、多くの自治体では民間事業者が指定管理者となって公の施設の管理運営を行っている。

今後、老朽化した公共施設の建替えや、矢川複合公共施設等の新規施設の建設が控えていることも踏まえ、公共施設の管理運営のあり方について再度検討し、公募による指定管理者の選定や、PFI、窓口業務委託化等さまざまな方策を用いて、財政健全化効果はもちろんのこと、市民サービスを向上させることを主眼に見直しを進めていただきたい。

(4) 議会費の見直し

① 最終答申における記述

「市がこれだけ深刻な財政状況に陥り、財政改革を進める中で、議会だけが自らの改革を怠ることは許されない。類似団体並みへの議員報酬引き下げ及び議員定数見直しによる議会費の削減を引き続き求める。」（最終答申 p.18）

② 最終答申以降に行った国立市の取組み

○議会改革特別委員会による検討

国立市議会は議会改革特別委員会を設置し、平成 26（2014）年 12 月に報告書がまとめられたが、議員定数、議員報酬、役職加算、政務活動費はそれぞれ現状維持とされた。審議会等の市の附属機関への参画は、法令に定めのあるものを除き不参画とし、法令に定めのあるものは無報酬で参画とした。

○議会改革特別委員会の再設置

平成 29（2017）年第 4 回定例会において、議会改革特別委員会が再び設置され、議会改革について議論されているところである。

③ 現在の状況等

「議会費関係データの類似団体平均・多摩 26 市平均との比較（表 18）」によると、議員 1 人あたり議会費決算額、議員 1 人あたり人口、議員定数、議員報酬月額の全てが類似団体平均を上回っている。

[表 18] 議会費関係データの類似団体平均・多摩 26 市平均との比較

（平成 28 年度末現在）

	議員 1 人あたり 議会費決算額	議員 1 人あたり人口	議員定数	議員報酬月額
国立市	14,182 千円	3,430 人	22.0 人	490,000 円
類似団体平均	13,947 千円	3,765 人	21.8 人	453,000 円
多摩 26 市平均	15,592 千円	5,902 人	25.0 人	503,096 円

※類似団体は、国立市、狛江市、稻城市、あきる野市の 4 市

④ 財政改革審議会としての意見

最終答申の提出以降、国立市議会において議会改革特別委員会が組織され、改革に向けた議論がなされてきたが、議員報酬引き下げや定数削減には至っておらず、最終答申で試算した効果額のうち約 3,000 万円余りは未だ達成されていない。

議員は市民の代表であるという点を重視するならば、議員 1 人あたりの人口がその規模を測る指標となると言えるが、多摩 26 市平均や類似団体平均に比べて国立市は人口に対し議員の数が多い状態にある。仮に議員定数が 20 名であった場合、議員 1 人あたり人口は 3,773 人と類似団体平均と同水準となることから、議員定数は現在の 22 名から 2 名程度は削減の余地がある。国立市財政の置かれている厳しい状況にあっては、民主主義の尊重を第一としながらも、市民の目に見え、納得できる形での国立市議会の更なる改革を進めていただきたい。

(5) 人件費の見直し

① 最終答申における記述

「施設民営化の導入に踏み込むなど、業務全体における定員のバランスを適正化しつつ、効率的・効果的に市民サービスの向上を目指し、人件費抑制に努める必要がある。(最終答申 p.16)

職員給与については、平成 24（2012）年度の国立市のラスパイレス指数が 110.4、類似団体 8 市平均が 108.4 となっており、国家公務員給料の水準に比べると高い水準にあり、国立市のラスパイレス指数を類似団体並みに引き下げた場合、3,178 万円の健全化効果額が見込まれる。（中略）職員給与及び退職手当については、情勢適応の原則に従い、今後も民間準拠を原則として常に妥当な水準を追求し、不断の見直しをするとともに、市民への説明責任を十分果たしていくことが必要である。」（最終答申 p.17～p.18）

② 最終答申以降に行った国立市の取組み

○職員定数適正化の取組み

平成 30（2018）年 2 月に『職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画』を策定した。今後 10 年間をかけて職員定数を 40 人削減するため、毎年度 4～5 人の削減を行うこととしている。

○職員給与の見直し

情勢適応の原則に基づき、東京都人事委員会勧告に準じて職員給料及び諸手当の見直しを隨時行っている。

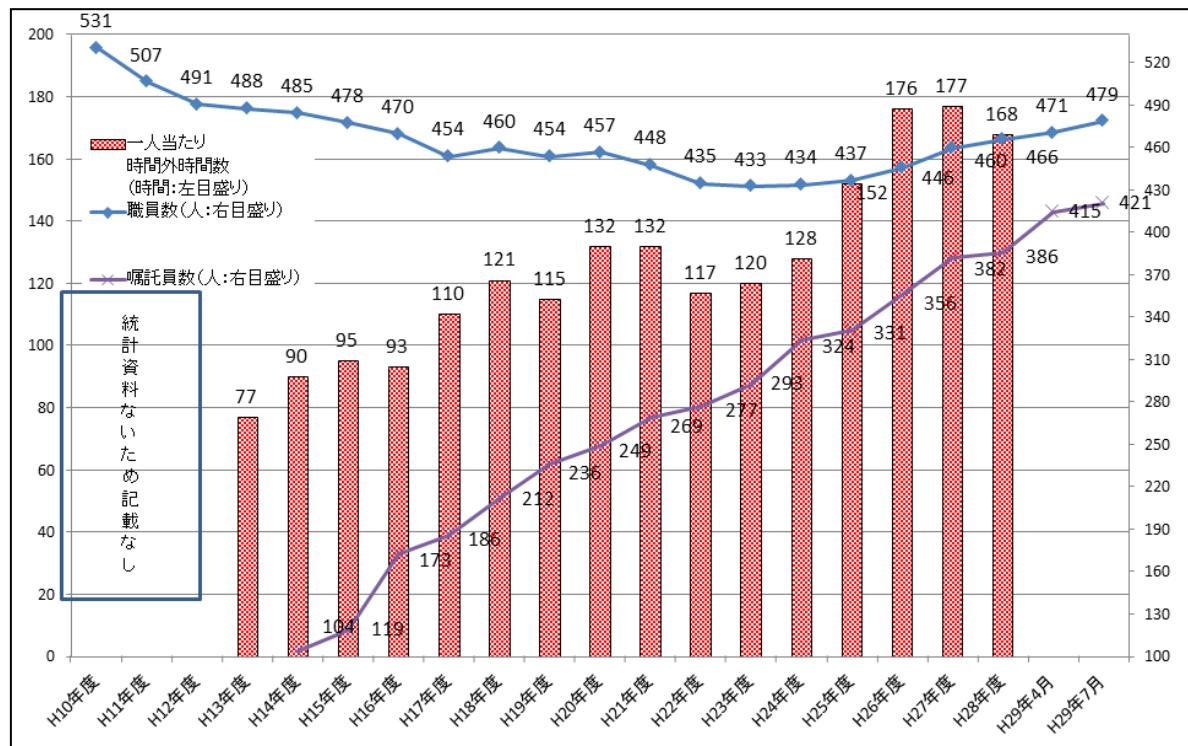
③ 現在の状況等

「正職員数、嘱託員数、正職員 1 人あたり年間時間外勤務時間数の推移（表 19）」によると、いずれの項目も増加傾向にある。また、「人件費関係データの類似団体平均・多摩 26 市平均との比較（表 20）」によると、全ての項目で類似団体平均、多摩 26 市平均を上回っている。

法改正対応や行政ニーズの増（共通番号制度対応、生活保護世帯の増加、待機児童対策など）により、正職員数は増加傾向となっている。また、他市との比較で多くなっている理由として、地域包括支援センター、福祉総合相談窓口を直営で行っていることや、他市に比べ保育園を直営で行っている比

率が高いことが挙げられる。

[表 19] 正職員数、嘱託員数、正職員 1 人あたり年間時間外勤務時間数の推移



[表 20] 人件費関係データの類似団体平均・多摩 26 市平均との比較

	正職員 1 人あたり人口	正職員給与ラスパイレス指数	正職員 1 人あたり年間時間外勤務時間数	全職員に対する嘱託員の占める割合
国立市	159.2 人	101.5%	168.3 時間	45.5%
類似団体平均	183.4 人	101.3%	140.7 時間	39.1%
多摩 26 市平均	183.5 人	100.7%	140.5 時間	30.3%

※類似団体は、国立市、狛江市、稲城市、あきる野市の 4 市

④ 財政改革審議会としての意見

平成 25（2013）年 4 月 1 日現在の職員数は 434 人であったのに対し、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在の職員数は 474 人であり、40 人増加している。この間、権限移譲や新たな行政需要に伴い業務量は拡大を続け、それに伴って職員数も増加の一途をたどっている。職員給料及び諸手当については東京都人事委員会勧告に準じた見直しを隨時行なってきているが、定員管理については是正する必要がある。直近で策定された『職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画』において、国立市は今後 10 年間かけて 40 人の職員定数を削減することを目標としている。その実現のため、業務の効率化、外部委託化、保育園の民営化を加速させるなど積極的な取組みを強く求めたい。

一方、最終答申において触れていたなかった課題として、時間外勤務時間数の増加や、嘱託員数の増加が挙げられる。業務量の拡大や求められるサービス水準の向上については他市も同様の傾向にあるが、国立市においては特にこれらの伸びが顕著である。行政運営の効率化と人材の有効活用による市民サービスの向上という観点から、人件費の適正化に向けた取組みを進めていただきたい。

(6) 各種市民負担の見直し

① 最終答申における記述

「市財政を健全な状態に向かって改善し続けて行くことができるよう、また、財政が健全となった場合においても再び悪化しないよう、以下の4項目を「今後の各種市民負担の見直しに係るルール」として提言する。

なお、ここで対象とする各種市民負担とは、使用料、手数料、本人等負担金及び目的税のことを目指す。具体的な検討については、市が責任を持ち、行うことを求めたい。」（最終答申 p.34）

- ★ 行政が効果的・効率的な運営に努めたうえで、適切な経費を算出し、適切な金額を設定すること
- ★ 近隣市との比較を行うこと
- ★ 応能負担による料金体系の設定、減免基準の明確化を行うこと
- ★ 定期的・継続的な見直しをおこなうこと

② 最終答申以降に行った国立市の取組み

○条例上の規定の整備

平成28（2015）年4月から「国立市健全な財政運営に関する条例」を施行し、その中で各種市民負担について定期的な見直しを行うことを市長に義務付けている。

○見直しに関する考え方の整理

平成29（2017）年10月に、『手数料・使用料等の見直しについての考え方』を策定し、受益者負担の見直しに関する基本的な市の考え方を整理した。

③ 現在の状況等

中央線高架下自転車駐車場は国立駅から距離があるということや、近くにJR の運営する自転車駐車場ができたということもあり利用率が伸び悩んでいた。そこで、利用者を呼び込むため、1年間限定で使用料の値下げをしている。

また、平成 30（2018）年 5 月に国立駅前にたち・こくぶんじ市民プラザが開設したため、貸会議室の使用料を新たに設定した。

[表 21] 近年の主な使用料の改定状況

項目	改正前	改正後	適用年月	影響額	備考
中央線高架下自転車駐車場使用料	1,200 円又は 1,600 円	500 円	平成 30 年 4 月 ～平成 31 年 3 月	△1,181 千円	利用者増を狙った値下げ
くにたち駅前市民プラザ使用料		800 円～ 1,000 円	平成 30 年 5 月～	+460 千円	施設整備に伴う新設

④ 財政改革審議会としての意見

最終答申の中でも指摘したが、国立市においては「負担は低く、サービスは上乗せ」という状態が続いてきた。そして、このことに対する有効な手立てが取られなかつたことが、大きな財政赤字をもたらす構造を生み出す原因のひとつになった。また、過去にも健全化の方針・計画を打ち出したものの、継続的な見直しにならなかつたということもあり、市民負担見直しに係るルールの早期策定について求めたところである。

自転車駐車場使用料や総合体育館施設使用料（グリーンパス）等、中間答申以降に見直しを行った市民負担がある一方で、設定当時から見直されないまま今日に至っているものもある。このような差が出る原因のひとつに、市民負担を定期的に見直す仕組みがないことがある。「国立市健全な財政運営に関する条例」において、定期的な市民負担の見直しが市長の義務とされていることからも、市民負担の適正なあり方を定め、定期的な見直しが行える仕組みづくりに取り組んでいただきたい。

おわりに

本審議会は最終答申提出後も、財政健全化の取組みの進捗状況をチェックするために活動を継続してきた。これまでに国立市が実施してきた財政健全化の取組みによる健全化効果額は 6 億円以上にのぼり、赤字地方債に頼らない財政運営を行うことができるようになったことは喜ばしいことである。

しかし、平成 37（2025）年度までの 8 年間の財政見通しでは、毎年度 5 億円以上の財源不足が生じる内容となっている。財政調整基金の取崩しに頼らない持続可能な財政運営を行っていく必要がある。また、平成 37（2025）年度以降は更に厳しい財政状況となることが予想される。高齢化の進展に伴い、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への法定内繰出金が増加する見通しとなっている。更に、生活保護費、障害者福祉サービス費を筆頭に扶助費も膨らみ続け、公共施設の老朽化対策も必要となってくることが予想されている。歳出が増大するのに対し、人口減少により市税の根幹である個人市民税は減少していくことが予想されている。このような中長期的なリスクに鑑みると、国立市の財政状況は楽観視できるものでは決してない。財政健全化の取組みを進める必要がある。

最終答申で掲げた健全化個別項目のうち、第 3 章「健全化個別項目についての意見」で個別に意見を記載している 6 項目については、国立市財政の健全化という視点から特に重要と考えるものであるため、強く実施を求める。本審議会はこの意見書をもって役割を終えるが、財政健全化の取組みを進めるにあたっては、財政改革を検証する第三者機関を改めて設置することも含めて検討していただきたい。

本審議会が財政健全化を求めるのは、たんにそれ自身を目的としているからではない。真に必要な分野に重点的・効率的に資源を投入していくことにより、国立市の良さを伸ばしていってほしいという思いからである。現在進行中の富士見台地域のまちづくりや地域包括ケアシステムのまちづくりといった取組みを進めることにより、国立市を魅力的で活気のあるまちとすれば、国立市は人口減少社会においても生き残れる都市であると確信している。

今後見込まれる厳しい社会状況の中においても、財政健全化に向けた積極的な取組みを着実に行うことにより、国立市の財政基盤が安定化し、魅力あるまちづくりが実現されることを期待する。

<参考資料>

- ① 国立市財政改革審議会設置条例 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 38
- ② 国立市財政改革審議会委員名簿 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 40
- ③ 国立市財政改革審議会におけるこれまでの審議経過 ······ 41

① 国立市財政改革審議会設置条例

平成23年12月27日条例第21号

改正

平成24年12月26日条例第28号

(設置)

第1条 国立市の財政健全化に資するため、国立市財政改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、国立市の財政に関する事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項の規定により答申した事項に係る進捗状況について、必要に応じて市長に報告を求めることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 4人以内

(2) 市民 8人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名するものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第60号を第61号とし、第19号から第59号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 国立市財政改革審議会委員

第4条中「第2条第15号から第57号まで」を「第2条第15号から第58号まで」に改める。

第5条中「第2条第58号から第60号まで」を「第2条第59号から第61号まで」に改める。

別表第2中「

指定管理者選定委員会委員	/	9,100円
--------------	---	--------

」を「

指定管理者選定委員会委員	/	9,100円
財政改革審議会委員	/	9,100円

」に改める。

付 則 (平成24年12月26日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

② 国立市財政改革審議会委員名簿

(敬称略・区分ごとの五十音順)

平成29年2月16日現在

役 職	氏 名	肩書き等	備 考
	木村 淳二	木村会計事務所 所長	学識経験者委員
会 長	田近 栄治	成城大学 特任教授	学識経験者委員
	渡辺 智之	一橋大学大学院 経済学研究科 教授	学識経験者委員
	岡本 正伸		市民委員 (商工団体推薦)
	原田 洋示		市民委員 (納税協力団体推薦)
	三辻 悠馬		市民委員 (労働団体関係)
副会長	山路 憲夫		市民委員 (福祉関係)
	今泉 紀子		市民委員 (公募)
	柳澤 昌三		市民委員 (公募)

※学識経験者委員及び市民委員の任期は平成28年8月1日～平成30年7月31日

③ 国立市財政改革審議会におけるこれまでの審議経過

回	日時・場所	テーマ（議事）
第1回審議会	平成24年3月22日（木） 19:00～21:10 くにたち福祉会館4階大ホール	■会長の選任について ■審議会の今後の進め方について ■市財政の状況等について □その他
第2回審議会	平成24年4月12日（木） 19:00～20:55 国立市役所3階第1・2会議室	■市財政の状況について ■国立市財政の基本的なあり方について □その他
第3回審議会	平成24年5月8日（火） 19:00～21:00 国立市役所3階第1・2会議室	■国立市財政の基本的なあり方について □その他
第4回審議会	平成24年5月31日（木） 19:00～21:10 国立市役所3階第1・2会議室	■国立市財政の基本的なあり方について ■財政健全化のための具体的方策 □その他
第5回審議会	平成24年6月28日（木） 19:00～21:30 国立市役所3階第1・2会議室	■財政健全化のための具体的方策 □その他
第6回審議会	平成24年7月19日（木） 19:00～21:12 国立市役所3階第1・2会議室	■財政健全化のための具体的方策 ■中間答申（案）の検討 □その他
第7回審議会	平成24年7月31日（火） 19:00～21:10 国立市役所3階第1・2会議室	■中間答申の決定 □その他
中間答申	平成24年8月28日（火）	◎市長に対し中間答申
第8回審議会	平成24年10月30日（火） 19:00～21:00 国立市役所3階第1・2会議室	■中間答申を受けた市の対応状況について ■審議会の今後の進め方について □その他
第9回審議会	平成24年11月20日（火） 19:00～21:30 国立市役所3階第1・2会議室	■財政健全化のための具体的方策 □その他
第10回審議会	平成25年1月31日（木） 19:00～21:00 国立市役所3階第1・2会議室	■財政健全化のための具体的方策 ■今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて □その他
第11回審議会	平成25年2月26日（火） 19:00～21:00 国立市役所3階第1・2会議室	■財政健全化のための具体的方策 ■今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて □その他
第12回審議会	平成25年4月25日（木） 19:00～21:05 国立市役所3階第1・2会議室	■財政健全化のための具体的方策 ■今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて □その他
第13回審議会	平成25年5月28日（火） 19:00～21:10 国立市役所3階第1・2会議室	■財政健全化のための具体的方策 ■今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて □その他
第14回審議会	平成25年6月27日（木） 19:00～21:20 国立市役所3階第1・2会議室	■最終答申（案）の検討 □その他
第15回審議会	平成25年7月25日（木） 19:00～21:10 国立市役所3階第1・2会議室	■最終答申の決定 □その他
最終答申	平成25年8月21日（水）	◎市長に対し最終答申

回	日時・場所	テーマ（議事）
第 16 回審議会	平成 26 年 6 月 3 日（火） 19：00～20：35 国立市役所 3 階第 1・2 会議室	■会長の選任について ■最終答申提出後の国立市の取り組みについて □その他
第 17 回審議会	平成 27 年 2 月 5 日（木） 19：00～21：00 国立市役所 1 階臨時事務室（東）	■最終答申提出後の国立市の取り組みについて □その他
意見書提出	平成 27 年 3 月 31 日（火）	
第 18 回審議会	平成 28 年 1 月 22 日（金） 19：00～20：45 国立市役所 1 階臨時事務室（東）	■最終答申提出後の国立市の取り組みについて □その他
第 19 回審議会	平成 29 年 2 月 1 日（水） 19：00～21：00 国立市役所 1 階臨時事務室（東）	■会長の選任について ■最終答申提出後の国立市の取り組みについて □その他
第 20 回審議会	平成 30 年 2 月 8 日（木） 19：00～21：00 国立市役所 3 階第 1・2 会議室	■最終答申提出後の国立市の取り組みについて □その他
第 21 回審議会	平成 30 年 4 月 18 日（水） 19：00～20：30 国立市役所 1 階臨時事務室（東）	■意見書（構成案）について □その他
第 22 回審議会	平成 30 年 5 月 29 日（火） 19：00～20：15 国立市役所 1 階臨時事務室（東）	■意見書（案）について □その他
意見書提出	平成 30 年 6 月 27 日（水）	